

横浜市商店街集客力促進事業補助金交付要綱

制 定 令和5年6月2日経商第190号（経済局長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により集客が落ち込んでいる商店会等が、消費喚起や個店の事業継続に向けて、市内外からの集客と販売促進を目的として行うイベントや広報活動などの事業に要する経費に対し、商店街集客力促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、横浜市商店街の活性化に関する条例（平成27年2月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。
- (1) 「商店会」とは、令和5年4月1日時点において、次に掲げるいずれかを満たす横浜市内に存する団体とする。
- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体
- ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体
- エ 前各号に掲げる商店街団体に準ずる任意の商店街団体であり、規約等により代表者の定めがあるもの
- (2) 「区商店街連合会」とは、令和5年4月1日時点において、前号各号に規定する団体で構成する横浜市内各区の連合組織とする。
- (3) 「商店会に準ずる組織」とは、令和5年4月1日時点において、次に掲げるすべてを満たす横浜市内に存する団体とする。
- ア 一定の地域内で小売業、飲食業、サービス業等の事業者が集積・近接することで街区を構成していること。
- イ 来街者（消費者）を対象とした経済活動（イベントやキャンペーン等）を継続して行っていること。
- ウ 環境行動の推進（美化活動等）や地域社会への貢献（防犯・防災活動等）に継続的に努めていること。
- (4) 正会員 定款又は規約等で団体が規定している、団体の正式な会員
- (5) 準会員 定款又は規約等で団体が規定している、団体の趣旨に賛同する会員
- (6) 賛助会員 定款又は規約等で団体が規定している、団体を資金面で支援する会員

（補助対象者）

- 第3条 この要綱における補助対象者は、商店会、区商店街連合会及び商店会に準ずる組織であり、多数決の原理による意思決定のプロセスや代表の選出方法が、定款又は規約等で規定され、管理能力を有する団体とする。
- 2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
- 3 複数団体が共同で事業を実施する場合、それぞれの構成団体が補助対象者であれば、複数団体として申請ができることとする。

（補助対象事業）

- 第4条 この要綱における補助対象事業は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に完了し、次の各号に掲げる全てを満たし、補助対象者が主催して実施する集客事業とする。

- (1) 市内外からの集客につながる事業
- (2) 消費喚起・販売促進につながる事業
- 2 令和5年2月1日以降に開始された事業が、令和5年4月1日以降に完了する場合は、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、令和5年度の事業とみなし補助対象とする。
- 3 補助対象者が、他補助金との併用を禁止している補助制度を別途申請している場合は、補助対象事業としない。
- 4 本条第1項に規定する集客事業であっても、公序良俗に反する事業は補助対象外とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費とし、別表1に定めるとおりとする。
- 2 補助対象経費に係る広告費等の収入がある場合は、その金額を控除した額を補助対象とする。
 - 3 補助対象者が、国、県及び本市その他の補助制度を併用する場合、その補助対象経費については、この要綱に定める補助対象経費としない。

(補助率及び補助限度額)

- 第6条 補助率は、別表2に定めるとおりとする。
- 2 補助限度額は、交付申請時における補助対象者の正会員の会員店舗数によって、別表2に定めるとおりとする。
 - 3 補助金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。

(交付制限)

- 第7条 補助対象者が、この要綱に定める補助金を申請することができる回数は1回とする。
- 2 すでに交付申請した補助対象者を構成している団体は、別途この補助金を交付申請し、又は構成団体として参加することはできない。

(交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、商店街集客力促進事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、市長は必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる。
- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
 - (2) 定款又は規約等の写し
 - (3) 正会員名簿の写し
 - (4) 代表者・役員等氏名一覧表（第1号様式の3）
 - (5) 見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し（履歴事項全部証明書、個人事業主の住民票の写し又は有資格者名簿の写し等）
 - (6) その他、市長が必要と認める書類
- 2 第15条に定める場合を除き、補助金の交付申請は事業開始前に行うものとし、交付申請書は令和6年1月15日までに提出するものとする。
 - 3 補助金規則第24条但書に規定する市内事業者による入札又は2者以上の見積書の徴収を行わない場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 市内事業者によらない場合
 - ア 事業の特殊性・専門性から、市内業者では履行が困難であると市長が認めた場合
 - イ その他、事業の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めた場合
 - (2) 市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わない場合
 - ア 特許や商標登録等を使用した事業で、権利所有者以外の者と契約すると明らかに高額であると市長が認めた場合
 - イ その他、事業の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めた場合

(交付決定等)

- 第9条 市長は、交付申請書を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、商店街集客力促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助対象者に対し、その

旨を通知する。

- 2 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街集客力促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、補助対象者に対し、その旨を通知する。

（申請の取下げ）

第10条 申請者が、補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、商店街集客力促進事業補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定を受けた後に取下げを行う場合は、申請者が交付決定通知書又は交付決定兼交付額確定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（変更等の承認申請）

第11条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更する場合は、事前に、商店街集客力促進事業補助金変更等承認申請書（第5号様式。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、商店街集客力促進事業補助金変更等承認通知書（第6号様式）により、不適当と認める場合には、商店街集客力促進事業補助金変更等不承認通知書（第7号様式）により、それぞれ補助事業者に通知する。
- 3 前項の通知に基づき補助事業者が補助事業を中止又は廃止した場合は、中止又は廃止した補助事業に係る経費について、第16条の規定に基づき、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、原則として、補助事業の完了後30日以内又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに、商店街集客力促進事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて、添付書類の省略や追加を求める事ができる。

- (1) 事業報告書（第8号様式の2）
- (2) 契約書等の写し。ただし、1件の金額が100万円未満のものは、省略することができる。
- (3) 経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し
- (4) 事業の実施状況がわかる写真又は成果物（チラシ等）の資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定する。ただし、補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書（第11条第2項の規定により交付決定金額の変更を承認した場合は、商店街集客力促進事業補助金変更等承認通知書）に記載された金額を上回らないものとする。

- 2 市長は、補助金交付額が確定したときは、商店街集客力促進事業補助金交付額確定通知書（第9号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により、その旨を補助事業者に通知する。

（補助金交付の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付額確定通知書を受け取った後速やかに、商店街集客力促進事業補助金交付請求書（第10号様式。以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（事後申請）

第15条 「事後申請」とは、令和5年7月31日までに事業を完了した場合、又は市長が事業開始

前に申請することが困難であると判断した特別な場合における、完了した事業に関する交付申請をいう。

- 2 補助事業者は、事後申請において、令和5年8月31日までに交付申請をするものとする。その場合、第8条第1項第1号に定める事業計画書に替えて、第12条第1項に定める事業報告書を、第8条第1項第5号に定める見積書等経費の内訳がわかる書類に替えて、第12条第1項第3号に定める経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを添付するものとする。
- 3 市長は、事後申請において、第9条第1項に定める交付決定をしたときは、商店街集客力促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（第11号様式。以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。）により、申請者に対し、その旨を通知する。
- 4 補助事業者は、第14条第1項に定める補助金の交付を受けようとするときは、交付決定兼交付額確定通知書を受け取った後速やかに、交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定を取り消した場合、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象者の要件に該当しないとき。
 - (2) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - (4) その他法令、条例若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- 2 前項の規定は、第13条第2項の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消すときは、商店街集客力促進事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、商店街等に対し、その旨を通知する。
- 4 市長は、補助事業者が第1項に該当した場合、補助事業者の名称及びその内容を公表することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該取消しを行わない。
- (1) 地震、火災等自然的又は人為的な事象により、補助対象者の責めに帰すことができないもの
 - (2) その他市長が特にやむを得ないと認めた場合

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の取消しによる補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 前条の規定により、市長が補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満の場合を除く。）を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 第1項及び前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（関連書類の保存期間）

第19条 補助金規則第26条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5年間とする。

(警察本部への確認)

第20条 市長は、必要に応じ申請者又は補助事業者が、第3条第2項第1号から第4号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、交付の決定を受けた申請者又は補助事業者が、第3条第2項第1号から第4号にいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、第12条の規定による実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、商店街集客力促進事業消費税仕入控除税額報告書(第13号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年月日から施行する。

別表1（第5条）補助対象経費基準

経費区分	補助内容・要件
広告等製作費 ・ 広告料	チラシ・ポスター・マップ等製作、印刷費、WEB ページ制作、WEB ページ運営費、折り込み料、メディア媒体への掲載料等
人件費 謝金・報償費	事業実施への協力者に対する人件費（雇用を伴うもの）、謝金・報償費等（雇用を伴わないもの） ※商店会会員・家族・従業員への支払いは対象外
景品費	1景品につき10,000円（税込）以下で、総額が補助対象経費全体の30%以下の部分が対象 ※景品を無料配布している場合に限る。 ※換金性が高い景品（ギフト券等）は対象外。ただし、商店街が発行する商品券に係る費用は対象となる。その場合、商品券には偽造及び不正利用を防止する対策を講じること。 ※景品表示法を遵守して実施している事業に限る。
委託費	イベントの運営、システム運営費・利用料等 ※いずれも専門業者に委託する場合に限る。
保険料	イベント・催し等に関する損害保険料、機材等の保険料
使用料	機材等の使用料、レンタル料、会場借上費 ※模擬店等で使用する機材は飲食物等を無償提供する場合に限る。
物品購入費	事業実施に必要となる物品（感染防止対策に資する物品も含む）の購入費 ※単価が20,000円（税込）未満のものに限る。 ※汎用性が高く、利用目的が限定されない購入物は対象外 例）PC・スマートフォンなどの電子機器

(備考)

1 次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 食糧費、酒類、通信費、光熱費、単価20,000円（税込）以上の物品購入費、各種申請手続費、交際費、慶弔費、視察費、代引・振込手数料、その他間接経費及び実施事業と直接関係しない経費等

(2) 法令や条例等に抵触する事業及び施設の整備

(3) 補助金の使途として著しく不適切と判断される経費

2 補助対象事業に係る寄附金、広告費、模擬店等での収入がある場合は、その金額を控除した額を補助対象経費とする。

3 その他表に定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。

別表2（第6条）補助率及び補助限度額

補助率	2 / 3 (但し、会員店舗数20未満の商店会等に対しては、20万円まで定額支援) ※1
-----	---

(単位：円)

団体の会員店舗数	補助限度額	団体の会員店舗数	補助限度額
1 から 49 店舗まで	500,000	150 から 199 店舗まで	5,000,000
50 から 99 店舗まで	1,000,000	200 から 299 店舗まで	7,000,000
100 から 149 店舗まで	2,000,000	300 店舗以上	10,000,000

※1 会員店舗数20未満の商店会等の補助対象経費が20万円以上の場合、補助対象経費から20万円を控除し、2/3を乗じ、20万円を加えた額を補助金額とする。20万円未満の場合、補助率を10/10とする。

※2 複数団体による共同申請時にその構成団体に重複して加盟している店舗については、1店舗として数える。

※3 補助対象者の準会員及び賛助会員等、正会員以外の会員は、補助限度額の算出根拠には含めない。

※4 正会員であっても、店舗・事業を持たない住居会員は、補助限度額の算出根拠には含めない。

商店街集客力促進事業補助金交付申請書

(申請先)
横浜市長

(申請者)

〒
住 所：
団 体 名：
役 職 名：

ふりがな

代表者氏名：

(電話)

商店街集客力促進事業補助金の交付を受けたいので、商店街集客力促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市商店街集客力促進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ _____ . ____

※千円未満切り捨て

2 関係書類

(1) 事業計画書（第1号様式の2）

事後申請の場合には、事業計画書に替えて、事業報告書（第8号様式の2）

(2) 定款又は規約等の写し

(3) 正会員名簿の写し

(4) 代表者・役員等氏名一覧表（第1号様式の3）

(5) 見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し（履歴事項全部証明書、個人事業主の住民票の写し又は有資格者名簿の写し等）

事後申請の場合には、見積書等経費の内訳がわかる書類に替えて、経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを添付

（1件あたり100万円以上の場合には、見積書等と領収書等のいずれも添付）

(6) その他、市長が必要と認める書類

3 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還する。
- 市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力する。

また、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

団体名

代表者職・氏名

商店街集客力促進事業 事業計画書

1 実施概要

団体名 （複数団体で開催する場合は全て記載）			
		会員店舗数の合計：_____店舗 補助限度額：_____円	
協賛・後援者名 （該当ある場合のみ）			
事業の名称			
事業内容	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	実施場所		
	事業の詳細内容	上記の実施内容により、「市内外からの集客及び消費喚起・販売促進」につなげることを目的とします。	
目標参加者数	人	測定方法	<input type="checkbox"/> 推定 <input type="checkbox"/> 抽選会への参加人数 <input type="checkbox"/> 公衆 Wi-Fi のアクセス数、人流データ <input type="checkbox"/> その他（ ）
国・県・市の他補助制度への申請	<input type="checkbox"/> 該当なし <hr/> <input type="checkbox"/> 該当あり（他補助金の申請（予定）があり） 補助制度名：「 _____ 」 → <input type="checkbox"/> 同一補助対象経費を、重複申請していません。		
事業連絡担当者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は、チェック✓の上、右欄は記載不要	役職・氏名..... 電話番号..... Eメールアドレス.....		

2 収支計画書

(1) 支出

(単位：円)

	費目	内容	予定金額
補助対象経費	広告等製作費・ 広告料		
	人件費・謝金・ 報償費		
	景品費		
	委託費		
	物品購入費・ 保険料		
	会場借上費・ 使用料		
	補助対象経費 小計		
補助対象外経費	その他経費		
	補助対象外経費 小計	※見積書等不要	
		合計 (総事業費)	(B)

- 1 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とします。
- 2 その他、補助対象経費、補助対象外経費については、要綱「別表1」を確認してください。
- 3 当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

(2) 補助金額

条件に合ういずれか一つの表に記入してください。

- ・会員店舗数 20 以上の場合

会員店舗数の合計	店舗		補助限度額		円	
補助対象経費合計 (A)	-	協賛金等の収入	×	2 / 3	=	補助額 (C)
						<千円未満切り捨て>

- ・会員店舗数 20 未満、かつ【補助対象経費合計(A)- 協賛金等の収入】が 20 万円以上の場合

会員店舗数の合計	店舗			補助限度額		円			
補助対象経費合計 (A)	-	協賛金等の収入	定額補助	×	2 / 3	+	定額補助	=	補助額 (C)
			200,000円				200,000円		200,000円

- ・会員店舗数 20 未満、かつ【補助対象経費合計(A)- 協賛金等の収入】が 20 万円未満の場合

会員店舗数の合計	店舗		補助限度額		円	
補助対象経費合計 (A)	-	協賛金等の収入	×	10 / 10	=	補助額 (C)
						<千円未満切り捨て>

(3) 収入

区分	内 容	金額
会費	<input type="checkbox"/> 通常会費充当 <input type="checkbox"/> 臨時会費徴収 <input type="checkbox"/> その他 ()	
補助金	(C)	
その他	協賛金・広告等の収入	
合 計 <= B >		

※ 収入と支出の合計額は一致させてください。

代表者・役員等氏名一覧表

年 月 日現在の代表者・役員

役職名	氏名	フリガナ	生年月日	性別 (男・女)	住所
代表者					

※ 法人格を持たない団体にあつては、代表者以外の記載は不要

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

所在地

団体名

代表者名

※商店会等が作成している役員名簿がある場合は、その写しを本様式に替えることができます。

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街集客力促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街集客力促進事業補助金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

¥ _____ . -

2 交付条件

- (1) この補助金は、商店街集客力促進事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は、事前に商店街集客力促進事業補助金変更等承認申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を受けてください。
- (3) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市商店街集客力促進事業補助金交付要綱を遵守してください。
- (4) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求められます。
 - ア 補助対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求められます。
- (6) 補助事業の完了後要綱第12条各項に定める期限までに、商店街集客力事業実績報告書（第8号様式）を提出してください。
- (7) 当補助金は、交付額確定後、商店街集客力促進事業補助金交付請求書（第10号様式）を受けた日から30日以内に交付するものとする。
- (8) 補助事業の完了後、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街集客力促進事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (9) 事業の実施に関しては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。

担 当 :

T E L :

F A X :

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街集客力促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街集客力促進事業補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当 :
TEL :
FAX :

商店街集客力促進事業補助金交付申請取下届出書

(届出先)

横浜市 長

申請者 〃
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日に申請した商店街集客力促進事業補助金交付申請を次の理由により取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

商店街集客力促進事業補助金変更等承認申請書

(申請先)

横 浜 市 長

申請者 〃
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名

(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街集客力促進事業補助金について、次のとおり変更（又は中止等）をしたいので承認いただきたく、横浜市商店街集客力促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更等の理由

2 変更等の時期

3 変更等の内容

(1) 補助事業の概要

	変 更 前	変 更 後
交 付 額	¥ . -	¥ . -
申 請 内 容		

(注) 事業計画書に準じて記入してください。

(2) 支出

(単位：円)

	費目	内容	変更予定金額
補助対象経費	広告等製作費・ 広告料		
	人件費・謝金・ 報償費		
	景品費		
	委託費		
	物品購入費・ 保険料		
	会場借上費・ 使用料		
	補助対象経費 小計		
補助対象外経費	その他経費		
	補助対象外経費 小計	※見積書等不要	
		合計 (総事業費)	(B)

- 1 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とします。
- 2 その他、補助対象経費、補助対象外経費については、要綱「別表1」を確認してください。
- 3 当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

(3) 補助金額

条件に合ういずれか一つの表に記入してください。

- ・会員店舗数 20 以上の場合

会員店舗数の合計	店舗		補助限度額		円	
補助対象経費合計 (A)	-	協賛金等の収入	×	2 / 3	=	補助額 (C)
						<千円未満切り捨て>

- ・会員店舗数 20 未満、かつ【補助対象経費合計(A)- 協賛金等の収入】が 20 万円以上の場合

会員店舗数の合計	店舗			補助限度額		円		
補助対象経費合計 (A)	-	協賛金等の収入	定額補助	×	2 / 3	+	定額補助	補助額 (C)
			200,000円				200,000円	

- ・会員店舗数 20 未満、かつ【補助対象経費合計(A)- 協賛金等の収入】が 20 万円未満の場合

会員店舗数の合計	店舗		補助限度額		円	
補助対象経費合計 (A)	-	協賛金等の収入	×	10 / 10	=	補助額 (C)
						<千円未満切り捨て>

(4) 収入

区分	内 容	金額
会費	<input type="checkbox"/> 通常会費充当 <input type="checkbox"/> 臨時会費徴収 <input type="checkbox"/> その他 ()	
補助金	(C)	
その他	協賛金・広告等の収入	
合 計 <= B >		

※ 収入と支出の合計額は一致させてください。

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街集客力促進事業補助金変更等承認通知書

年 月 日に申請がありました商店街集客力促進事業補助金の変更等について、次のとおり承認します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更の時期

3 変更の内容

	変 更 前	変 更 後
交 付 額	¥ . -	¥ . -
申 請 内 容		

担 当 :
TEL :
FAX :

第 年 月 日
年 月 日

団体名
代表者 様

横浜市長

印

商店街集客力促進事業補助金変更等不承認通知書

年 月 日に申請がありました商店街集客力促進事業補助金の変更等については、審査の結果、不承認としましたので通知します。

不承認の理由

担当：

商店街集客力促進事業実績報告書

（報告先）
横 浜 市 長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街集客力促進事業について、横浜市商店街集客力促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき関係書類を添えて実績を報告します。

1 補助金交付確定申請額

¥ _____ ・ ー

※千円未満切り捨て

2 添付書類

- (1) 事業報告書(第8号様式の2)
- (2) 契約書等の写し。ただし、1件の金額が100万円未満のものは、省略することができる。
- (3) 経費の支払いを証する書類(領収書等)の写し
- (4) 事業の実施状況がわかる写真又は成果物(チラシ等)の資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

商店街集客力促進事業 事業報告書

1 実施概要

団体名 （複数団体で開催した場合は全て記載）					
		補助限度額： _____ 円			
協賛・後援者名 （該当ある場合のみ）					
事業の名称					
事業内容	実施期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日			
	実施場所				
	事業の詳細内容				
集客の効果	集客効果	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	来街者数	人	根拠 <input type="checkbox"/> 推定 <input type="checkbox"/> 抽選会への参加人数 <input type="checkbox"/> 公衆 Wi-Fi のアクセス数、人流データ <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
	集客の効果に関する所感	（具体的な人数が分かれば記入 記入例:普段より2割多い来街で、初めての来街者もいました。）			
販売促進の効果	販売促進効果	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		根拠	<input type="checkbox"/> 実施期間の各店舗の売り上げ <input type="checkbox"/> 抽選券の配布枚数 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
	販売促進効果に関する所感	（具体的な金額が分かれば記入 記入例:抽選券は〇回周り、売上が2割増した商店もありました。）			

2 収支決算書

(1) 支出

(単位：円)

	費目	内容	金額
補助対象経費	広告等製作費・ 広告料		
	人件費・謝金・ 報償費		
	景品費		
	委託費		
	物品購入費・ 保険料		
	会場借上費・ 使用料		
	補助対象経費 小計		(A)
補助対象外経費	その他経費		
	補助対象外経費 小計	※見積書等不要	
	合計 (総事業費)		(B)

- 1 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とします。
- 2 その他、補助対象経費、補助対象外経費については、要綱「別表1」を確認してください。
- 3 当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。なお、補助対象経費を税込金額で算定した場合、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市に報告してください。

(2) 補助金額

条件に合ういずれか一つの表に記入してください。

- ・会員店舗数 20 以上の場合

会員店舗数の合計	店舗		補助限度額		円	
補助対象経費合計 (A)	-	協賛金等の収入	×	2 / 3	=	補助額 (C)
						<千円未満切り捨て>

- ・会員店舗数 20 未満、かつ【補助対象経費合計(A)- 協賛金等の収入】が 20 万円以上の場合

会員店舗数の合計	店舗		補助限度額		円			
補助対象経費合計 (A)	-	協賛金等の収入	×	2 / 3	+	定額補助	=	補助額 (C)
						200,000円		200,000円

- ・会員店舗数 20 未満、かつ【補助対象経費合計(A)- 協賛金等の収入】が 20 万円未満の場合

会員店舗数の合計	店舗		補助限度額		円	
補助対象経費合計 (A)	-	協賛金等の収入	×	10 / 10	=	補助額 (C)
						<千円未満切り捨て>

(3) 収入

区分	内 容	金額
会費	<input type="checkbox"/> 通常会費充当 <input type="checkbox"/> 臨時会費徴収 <input type="checkbox"/> その他 ()	
補助金	(C)	
その他	協賛金・広告等の収入	
合 計 <= B >		

※ 収入と支出の合計額は一致させてください。

団体名
代表者

様

横浜市長

印

商店街集客力促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告がありました商店街集客力促進事業については、次の条件を付けて補助金を交付することを確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ . -

2 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、商店街集客力促進事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
 - ア 補助対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (3) この補助金の用途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街集客力促進事業消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (5) 本件関係書類は、要綱第19条の規定により、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管してください。

担 当 :

T E L :

F A X :

商店街集客力促進事業補助金交付請求書

(請求先)
横 浜 市 長

申請者 丁
住 所
団 体 名
役 職 名
フリガナ
代表者氏名 印 (※)
(TEL)

年 月 日 第 号で交付額確定通知のありました商店街集客力促進事業補助金を請求します。

補助金交付請求額 ￥ _____ . -

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
	銀 行 信用金庫		支 店 出張所
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。
請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、下記に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団 体 名
役 職 名
代表者氏名 印 (※)

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街集客力促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました商店街集客力促進事業補助金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ . -

2 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30 日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、商店街集客力促進事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
 - ア 補助対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街集客力促進事業消費税仕入控除税額報告書（第 13 号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (5) 本件関係書類は、要綱第 19 条の規定により、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管してください。

担 当 :
TEL :
FAX :

第 年 月 日 号

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街集客力促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した商店街集客力促進事業補助金については、次の理由により補助決定を取り消すこととしましたので通知します。

取消しの理由

担 当 :
T E L :
F A X :

年 月 日

商店街集客力促進事業 消費税仕入控除税額報告書

(提出先)

横 浜 市 長

報告者 〳

住 所

団 体 名

役 職 名

フリガナ

代表者氏名

(TEL :)

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた商店街集客力促進事業補助金について、下記のとおり報告します。

(単位 : 円)

1	補助金交付額確定通知書の金額	
2	補助金交付額確定時における消費税等仕入控除税額 (A)	
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 (B)	
4	補助金返還相当額 (B - A)	